

3-3

技術修得コース 産業用ロボット特別教育

受講料
無料

産業用ロボット利用には特別教育が必要!!

産業用ロボットの導入への第一歩!!

事業者は産業用ロボットの教示や検査等の作業に労働者をつかせるときは、「特別教育」を受講させることが、労働安全衛生法により義務付けられており、本技術修得コースは、同法に則したカリキュラムを含んでおります。

日時 11月26日(火)～29日(金)のうち、
計3日間（学科2日、実技1日）

※実技は11月28日(木)、29日(金)のいずれか1日受講して頂きます。
受講希望日を研修受講願(裏面)に記入ください。
(実技は一日5名程度の定員のため、日程調整をお願いすることもあります。)

募集 11月11日(月)まで
場所 茨城県産業技術イノベーションセンター

内容

項目	内容
学科	産業用ロボットに関する知識 産業用ロボットの教示等の作業に関する知識 産業用ロボットの検査等の作業に関する知識 関連法令
実技	産業用ロボットの操作の方法、産業用ロボットの教示等の作業および検査等の作業の方法（研修に使用するロボットはファナック株式会社製LR-Mate200iD/7L：右写真）



定員 10名程度
(応募者多数の場合は、1社あたりの受講人数設定などの調整をさせていただきます。)

受講料 無料
申込方法 研修受講願(裏面)を メールもしくはFAXで下記問い合わせ先まで
お送りください。

注意事項

- ・特別教育修了者に対して修了証を発行するため、代理出席は不可となります。
- ・実技研修当日はヘルメット、長袖・長ズボンの作業服、安全靴をご持参ください。

※その他ご不明な点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。
県内に事業所を有する企業に所属する方を対象としています。

問合せ：茨城県産業技術イノベーションセンター

技術支援部 IT・マテリアルG 沖島、小松、青木
TEL 029-293-7482 FAX 029-293-8029
it_material2@itic.pref.ibaraki.jp

事業ホームページは
こちらです
⇒



研修受講願

令和 年 月 日

茨城県産業技術イノベーションセンター長 殿

住所
企業等名
代表者等名
電話番号
E-Mail

次世代技術活用人材育成事業 実施規程第3条第1項の規定により、下記のとおり研修受講を申請します。

記

1. 研修の概要

□ 開発リーダー育成コース □ 機器操作コース ■ 技術修得コース

(1) 希望する機器または研修名 : 産業用ロボット特別教育

(2) 研修期間 令和6年11月26日 ～ 令和6年11月29日
(実技受講希望日)

2. 研修志願者

	氏名（ふりがな）	所属部署（担当分野）	研修の目的
①			
②			
③			

3. 誓約

私は、このたび貴センターの研修を受講するにあたっては、諸規程及びセンター長の指示に従い、研修生としての目的達成に専念することを誓約します。

署名（志願者全員の氏名）

私は、上記志願者が研修生として在所中は、諸規程及びセンター長の指示に従い、研修に専念することを保証し、本人に関する一切の責任を負うことを誓約します。

保証人署名（役職）

(氏名)